

耐震改修促進法の改正の概要(施行:平成25年11月25日)

(1) 耐震診断の義務付け・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

① 要緊急安全確認大規模建築物

イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

<対象建築物> ・病院、店舗、旅館等 ・体育館	※ 所管行政庁が1棟ごとに判断 :階数3以上かつ床面積の合計5,000m ² 以上 :階数1以上かつ床面積の合計5,000m ² 以上
-------------------------------	---

ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

<対象建築物> ・老人ホーム等 ・小学校、中学校等 ・幼稚園、保育所	:階数2以上かつ床面積の合計5,000m ² 以上 :階数2以上かつ床面積の合計3,000m ² 以上 :階数2以上かつ床面積の合計1,500m ² 以上
---	--

ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

<対象建築物> ・危険物貯蔵場等	:階数1以上かつ床面積の合計5,000m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
---------------------	---

耐震診断結果の報告期限

平成27年12月31日まで